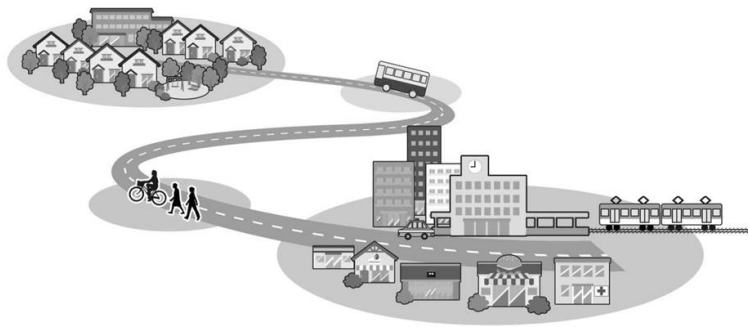


西宮市道路整備プログラム

《中間見直し版》

令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度



令和6年3月
(2024年)

西宮市

はじめに

「西宮市道路整備プログラム（令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度）」（以下、「本計画」という。）は、「第5次西宮市総合計画（令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度）」の部門別計画として位置付けられており、今後 10 年間の道路整備の方針を示すものです。

これまでの道路整備の方針としては、平成 21(2009)年度に策定した「都市計画道路整備プログラム（平成 21(2009)年度～平成 30(2018)年度）」があります。このプログラムは、計画的かつ効率的な道路整備を進めるため、都市計画道路※¹の新設事業を対象として、優先的に整備すべき路線や整備予定時期などをまとめた整備指針であり、計画期間中の整備状況は、計画 16 箇所のうち、完了済 7 箇所、事業中 4 箇所、未着手 5 箇所となっています。

本計画は、これを引き継ぐ形で策定するものであり、今後の道路整備においては、災害やバリアフリーなどへの対応を図るため、既存ストック※²の再整備が求められることから、都市計画道路の新設事業の他に、新たな視点を踏まえて、防災機能拡充のための無電柱化、鉄道との立体交差化、老朽化した道路の改良や歩行者・自転車の通行空間の改良など、道路の再整備（リニューアル）も対象事業に加えることとしています。

※1 都市計画道路・・・都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき決定された道路。

※2 既存ストック・・・ストックとは「在庫」を意味し、今まで整備されてきた道路（都市基盤施設）。

西宮市道路整備プログラムと SDGs の関係

平成 27(2015)年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。本計画においては、主に以下に挙げる SDGs の目標達成に寄与することが期待されます。



出典：国際連合広報センター

西宮市道路整備プログラムと SDGs の関係



目次

1. 計画の概要
2. 道路の現状と課題
3. 道路に関する市民・利用者ニーズの把握
4. 基本方針
5. 西宮市道路整備プログラム

(令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度)

1. 計画の概要

①計画期間と計画の見直し

【計画期間】

第5次西宮市総合計画の計画期間（令和元(2019)年度～令和10(2028)年度）とする。（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の5年間を前期とする。）
（令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5年間を後期とする。）

【計画の見直し】

計画期間（前期）の最終年度である令和5(2023)年度に、第5次西宮市総合計画の見直しと合わせて、その時点の社会情勢や市の財政状況等の変化を考慮し、事業箇所、事業着手や完了時期について、中間見直しを行う。

②計画策定の基本方針

第5次西宮市総合計画（アクションプラン）の内容を基本として、より詳細な事業の検討を加え、今後の道路整備の指針となる道路整備プログラムを策定する。

③計画対象事業

計画対象は、第5次西宮市総合計画（アクションプラン）の取組内容のうち、橋梁、舗装など道路施設の長寿命化・更新などを除いた事業とする。

【対象事業】

- ・都市計画道路などの新設事業
- ・都市計画道路などの改築（リニューアル）事業
- ・無電柱化（電線共同溝）事業
- ・鉄道と道路の立体交差事業
- ・踏切の安全対策事業など

※ 本プログラムは、平成30(2018)年度以前からの継続事業、今後10年間（令和元(2019)年度～令和10(2028)年度）に着手を予定する事業について、路線名や区間等を公表するものである。

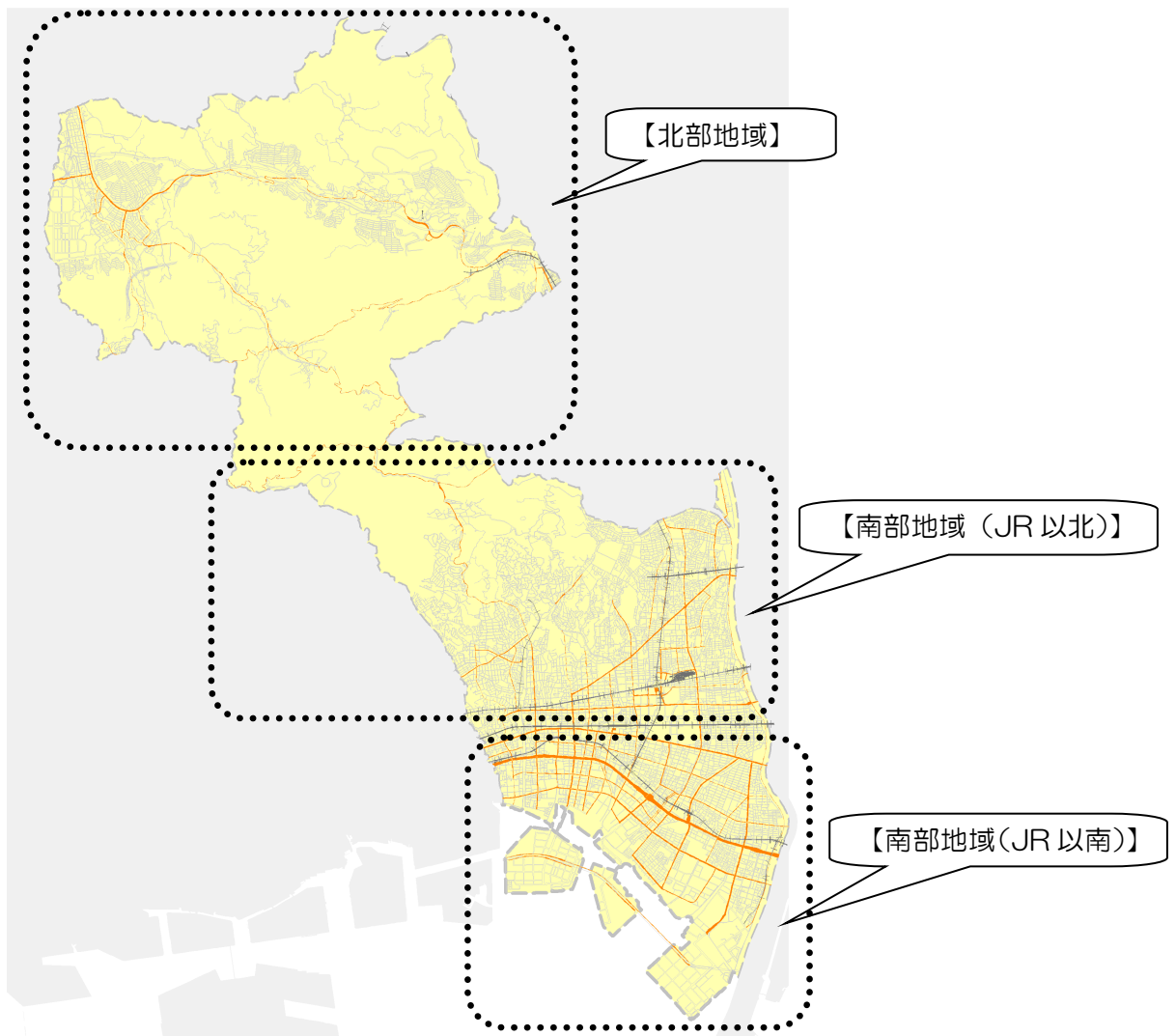
なお、本プログラムは、道路の部分的な改良事業、国が施行する国道176号（名塩道路）や名神湾岸連絡線、兵庫県が施行する県道生瀬門戸荘線整備などは対象としていない。

2. 道路の現状と課題

本市の都市計画道路は、延長 183.2km のうち 153.5km (約 84%) が整備済 (令和 5 年 3 月 31 日現在) となっている。このうち、国道、県道など比較的、広幅員の幹線道路 (2~4 車線道路 : $W \geq 16\text{m}$) については、概ね整備が完了しているものの、市民の生活道路でもある補助幹線道路 (2 車線道路 : $W = 12 \sim 15\text{m}$) については、整備率が約 63% と低く、本市の道路整備の課題となっている。

以下に【北部地域】、【南部地域 (JR 以北)】、【南部地域 (JR 以南)】の 3 つの地域別の道路の現状と課題をまとめる。

各地域の位置図



【北部地域】

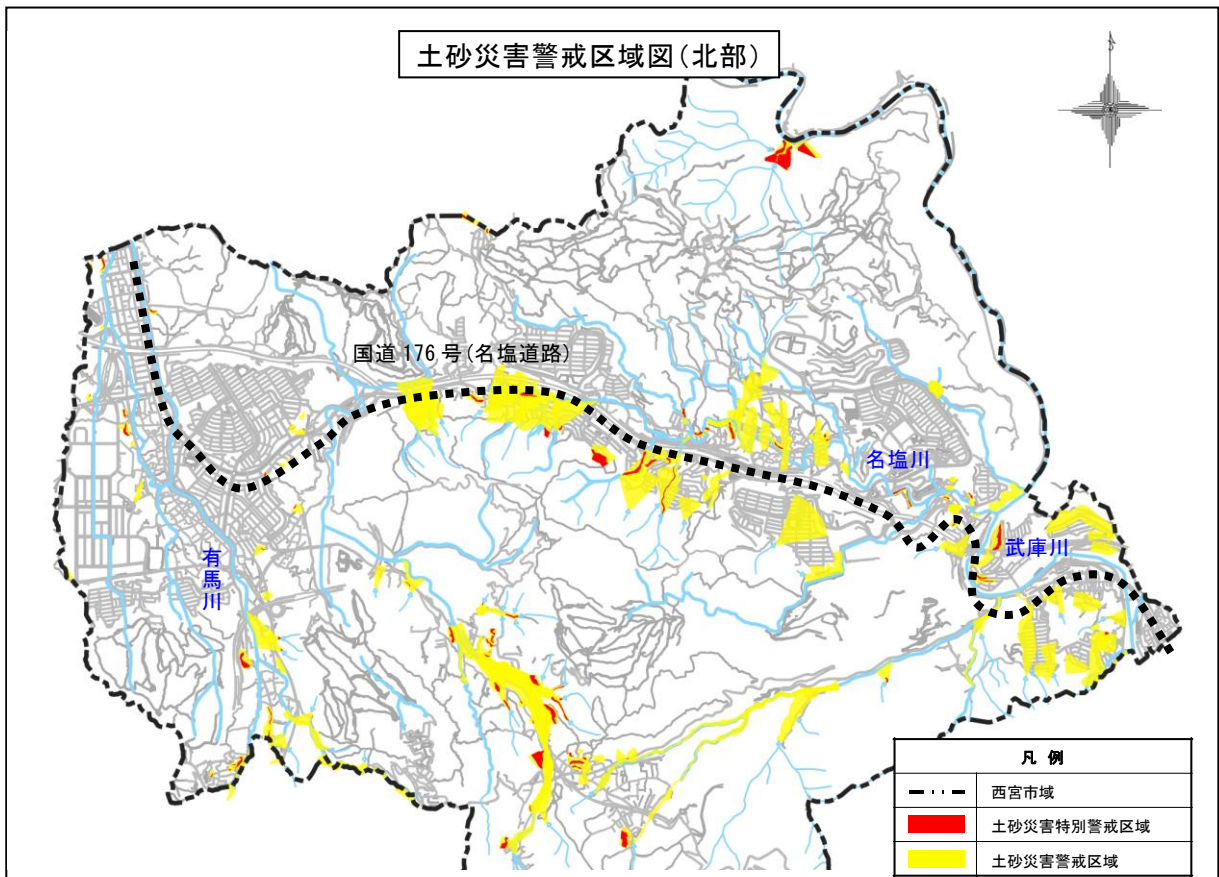
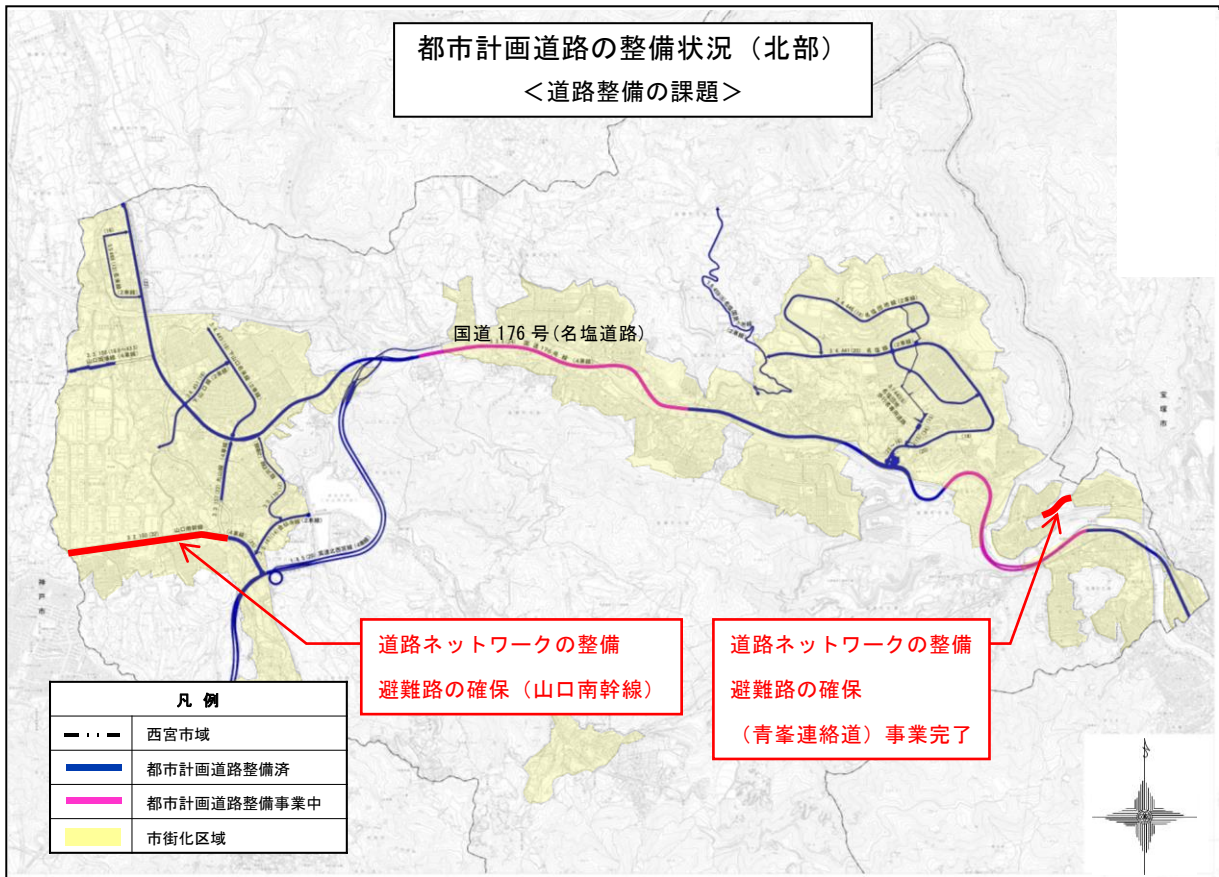
- 国道 176 号（名塩道路）の整備が進んでいるほか、土地区画整理事業や西宮名塩ニュータウンなどの開発による道路整備により、多くの都市計画道路が整備され、整備率は約 92%と高く、幹線・補助幹線道路ともに、一定の道路ネットワークが形成されているが、道路整備が未完成の区間があり、道路ネットワークとして繋がっていないことなどが課題となっている。
- 災害時の主な避難路として、国道 176 号、山口南幹線などがあるが、当地域では、大雨による土砂災害警戒区域や武庫川、名塩川、有馬川などの洪水など、様々な災害への備えが必要であり、住宅団地に対する複数の避難経路の確保など、災害に強い道路整備が課題となっている。

<参考図>

○都市計画道路の整備状況（北部）

<道路整備の課題>

○土砂災害警戒区域図（北部）



【南部地域（JR以北）】

- 市全体の都市計画道路整備率 84%に対して、この地域の整備率は約 71%と低く、中でも、甲陽園・上ヶ原地域、瓦木・樋ノ口地域、甲子園口北地域の整備率は、特に低い状況（整備率 50%未満）である。
- 地域内の幹線道路ネットワークが不十分であるため、区画道路^{※3}に通過交通が流入している。市民の生活道路でもある補助幹線道路の整備状況は、東西方向の整備率約 83%に対して、南北方向が約 64%となっており、南北方向の補助幹線道路の整備が課題となっている。
- 南部地域のJR以北は、土地区画整理事業などの面整備が実施されていない地域において、未整備道路があり、狭あい道路が多い瓦木・樋ノ口地域の道路整備や上ヶ原地域と南側の主要な幹線道路を結ぶ道路整備などが課題となっている。
- 市内の踏切は大部分がJR以北に集中しており、通行量および遮断時間が多い踏切が道路交通の大きな障害となっているだけでなく、市街地を分断するなど地域の発展の阻害要因となっており、これらの解消が課題となっている。
- 特に阪急神戸線や阪急甲陽線の踏切は、地域内の円滑な移動や交通安全対策の上でも課題となっている。
- この地域には、防災上の重要路線（緊急輸送道路）である、国道 171 号、県道大沢西宮線、山手幹線、中津浜線などがあり、こうした路線において、災害時に交通機能や避難路としての機能を確実に発揮させるための無電柱化整備などが課題となっている。

<参考図>

○都市計画道路の整備状況（市内全域）

○都市計画道路の整備状況（南部JR以北）

<南北および東西方向の未整備道路>

○都市計画道路と交差する主な踏切

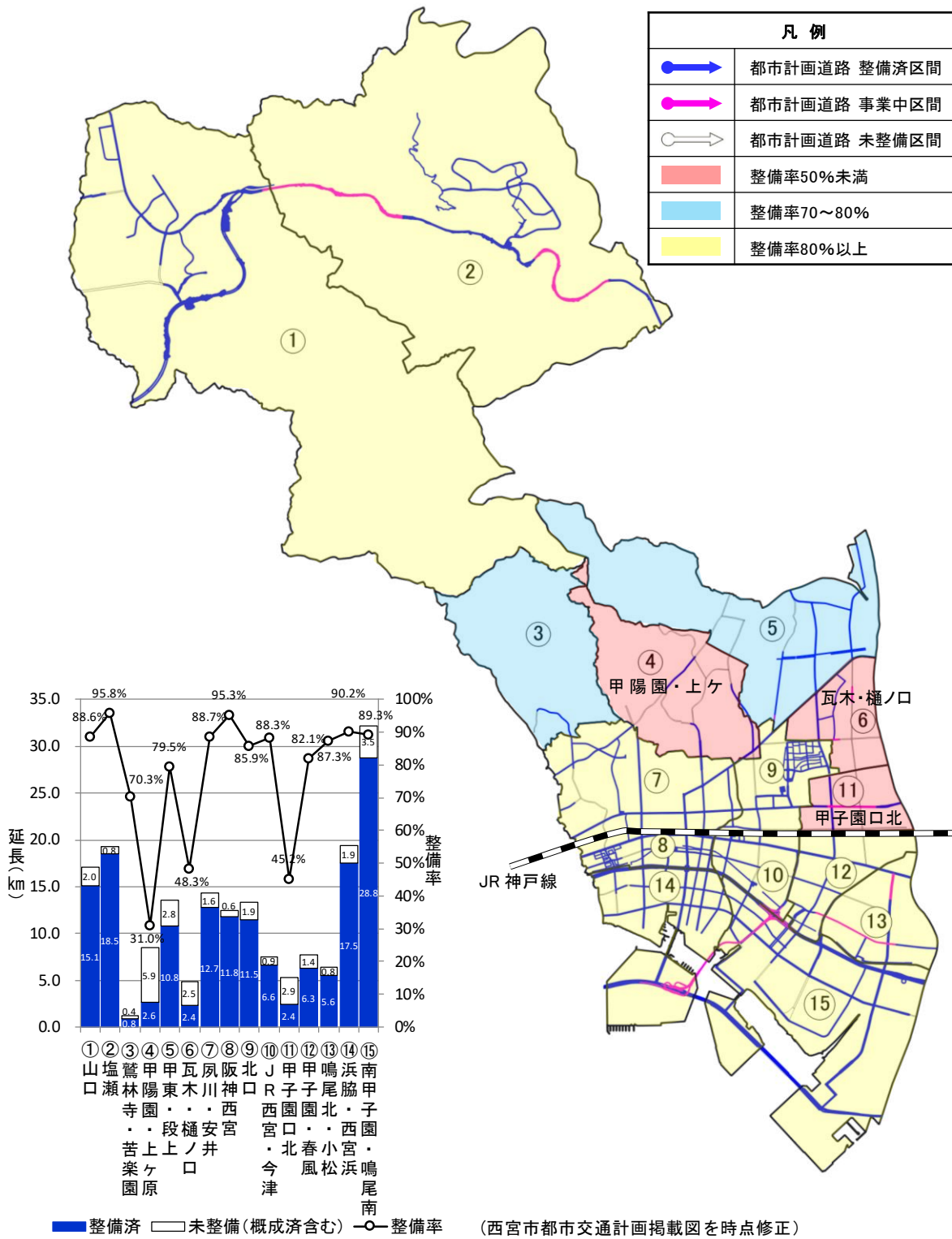
○緊急輸送道路ネットワーク図（南部）

※3 区画道路・・・街区を構成する基本的な道路。街区や宅地の外郭を形成し、宅地への出入りに用いられる日常生活に密着した道路。

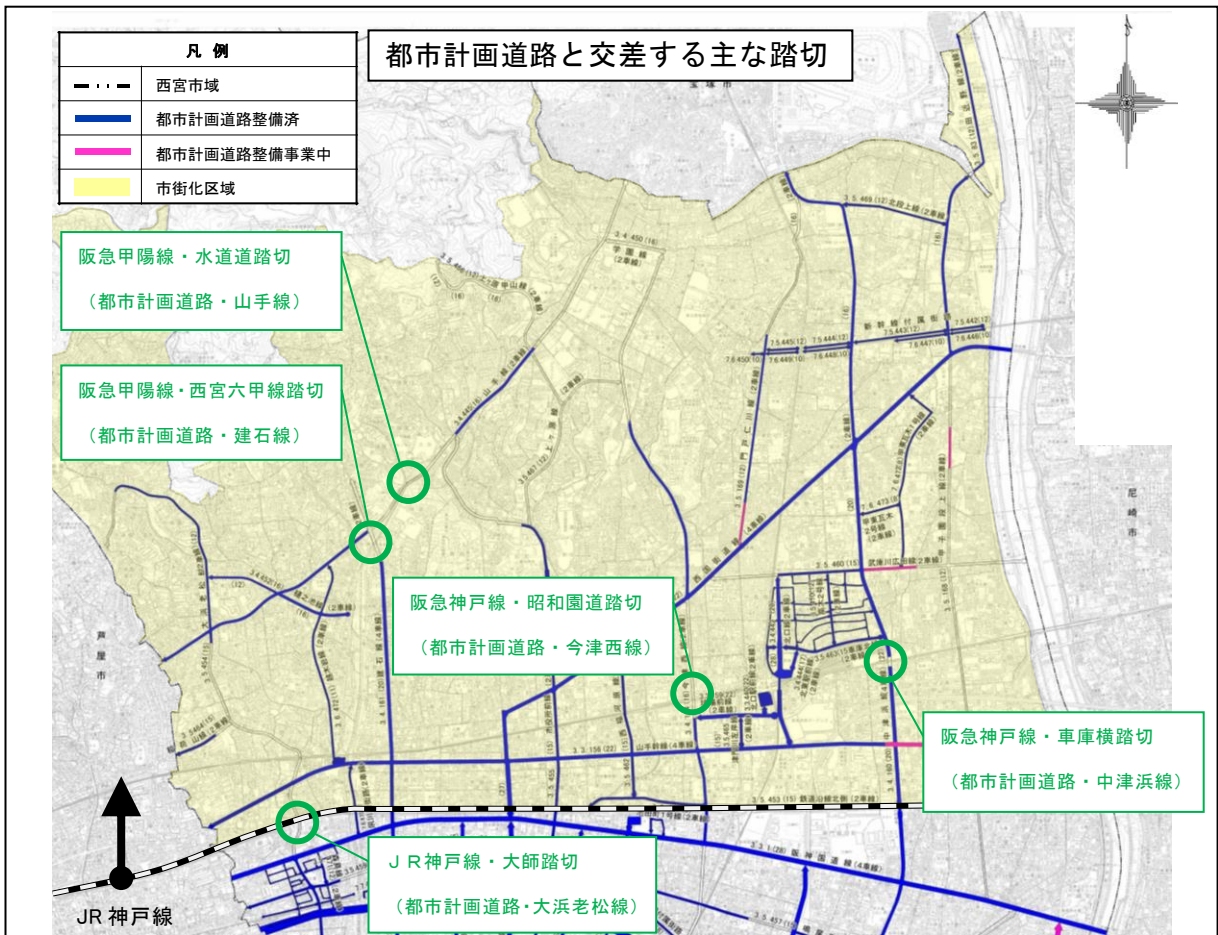
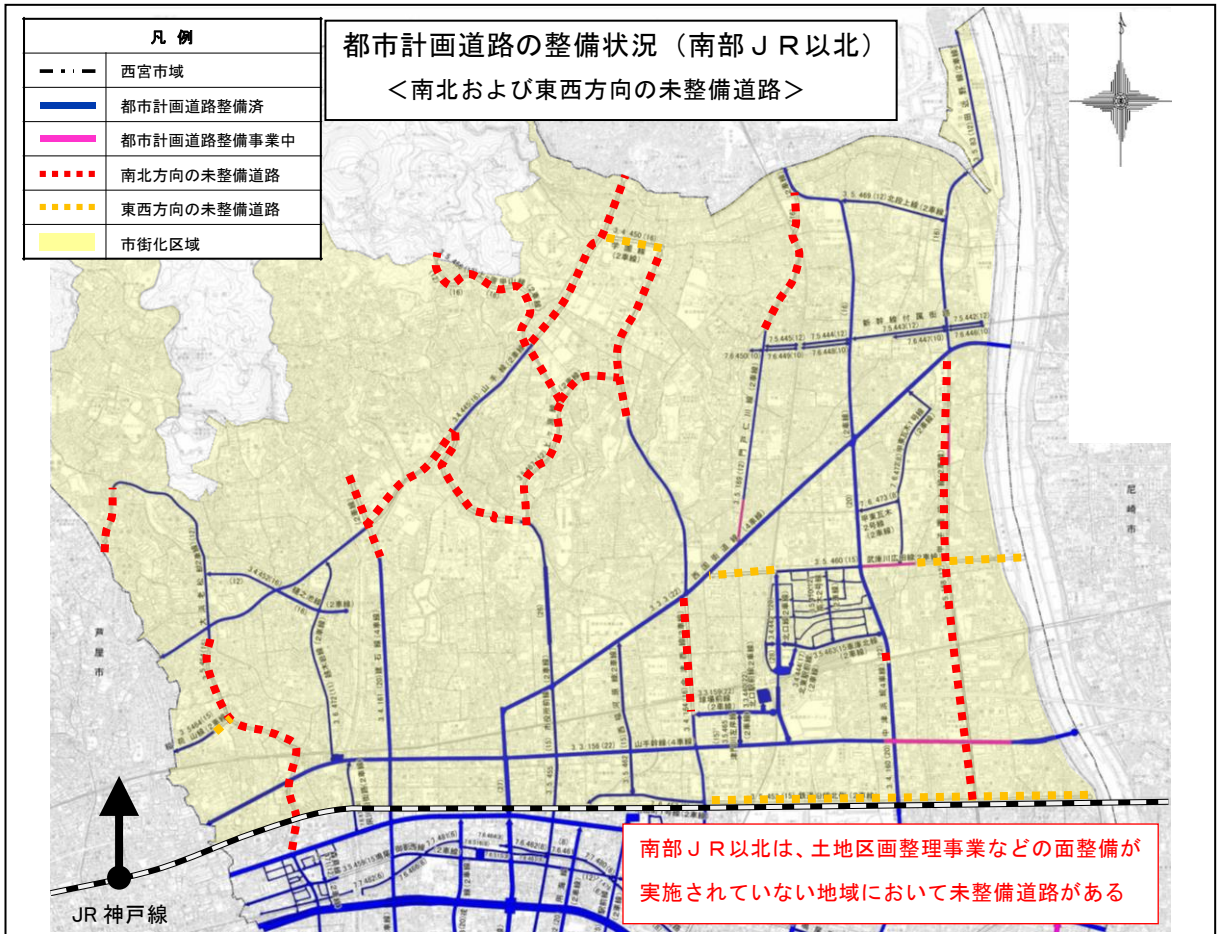
都市計画道路の整備状況（市内全域）

<令和5年3月31日現在>

凡例	
	都市計画道路 整備済区間
	都市計画道路 事業中区間
	都市計画道路 未整備区間
	整備率50%未満
	整備率70~80%
	整備率80%以上



（西宮市都市交通計画掲載図を時点修正）





- 【市道の緊急輸送道路】**
- ・ 幹第 3-2 号線（鳴尾御影東線）
 - ・ 幹第 7 号線（中津浜線）
 - ・ 幹第 10 号線・西第 43 号線（今津東線）
 - ・ 幹第 16 号線（市役所前線）
 - ・ 幹第 17 号線（札場筋線）
 - ・ 幹第 26 号線（山手幹線）
 - ・ 西第 4 号線
 - ・ 西第 715 号線
 - ・ 鳴第 26 号線

※緊急輸送道路・・・災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

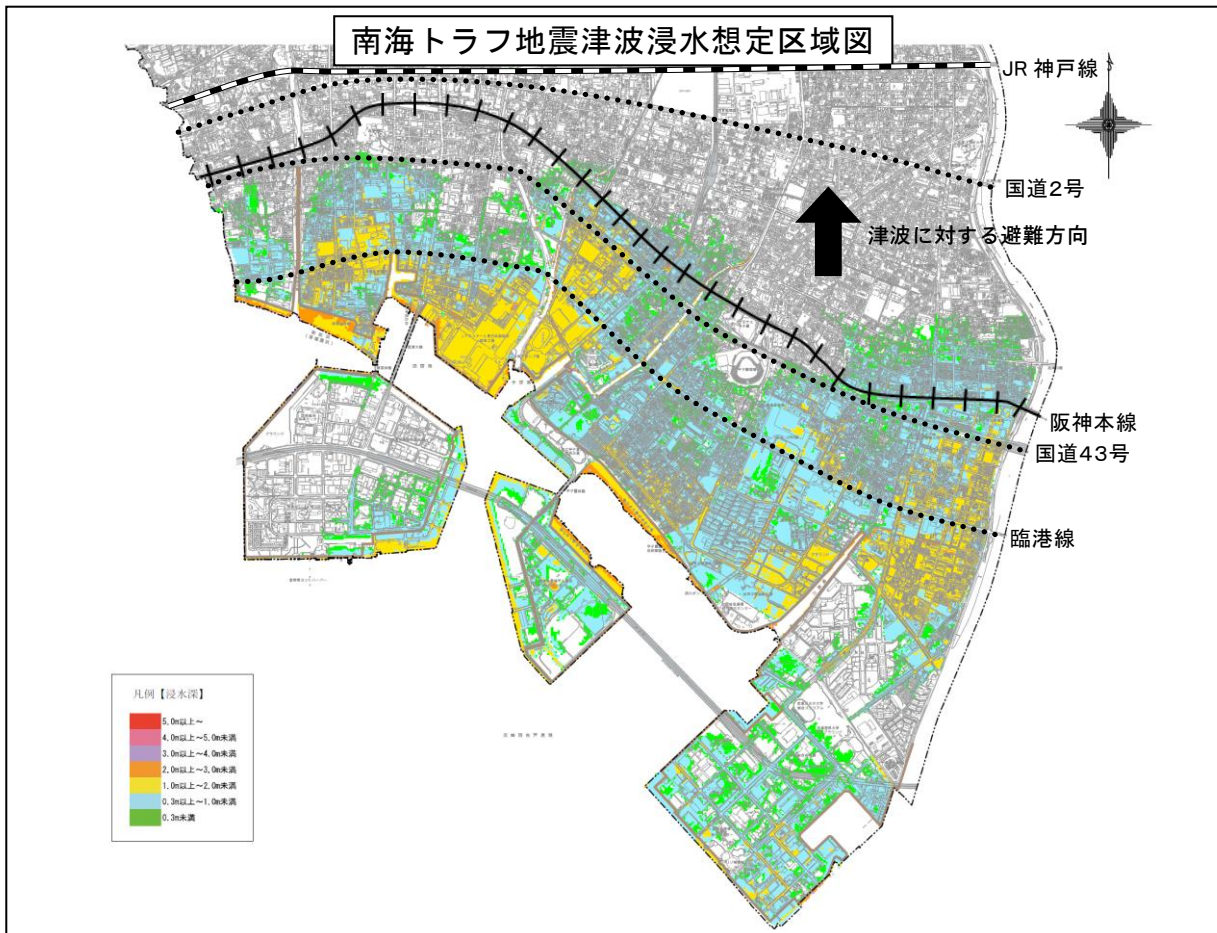
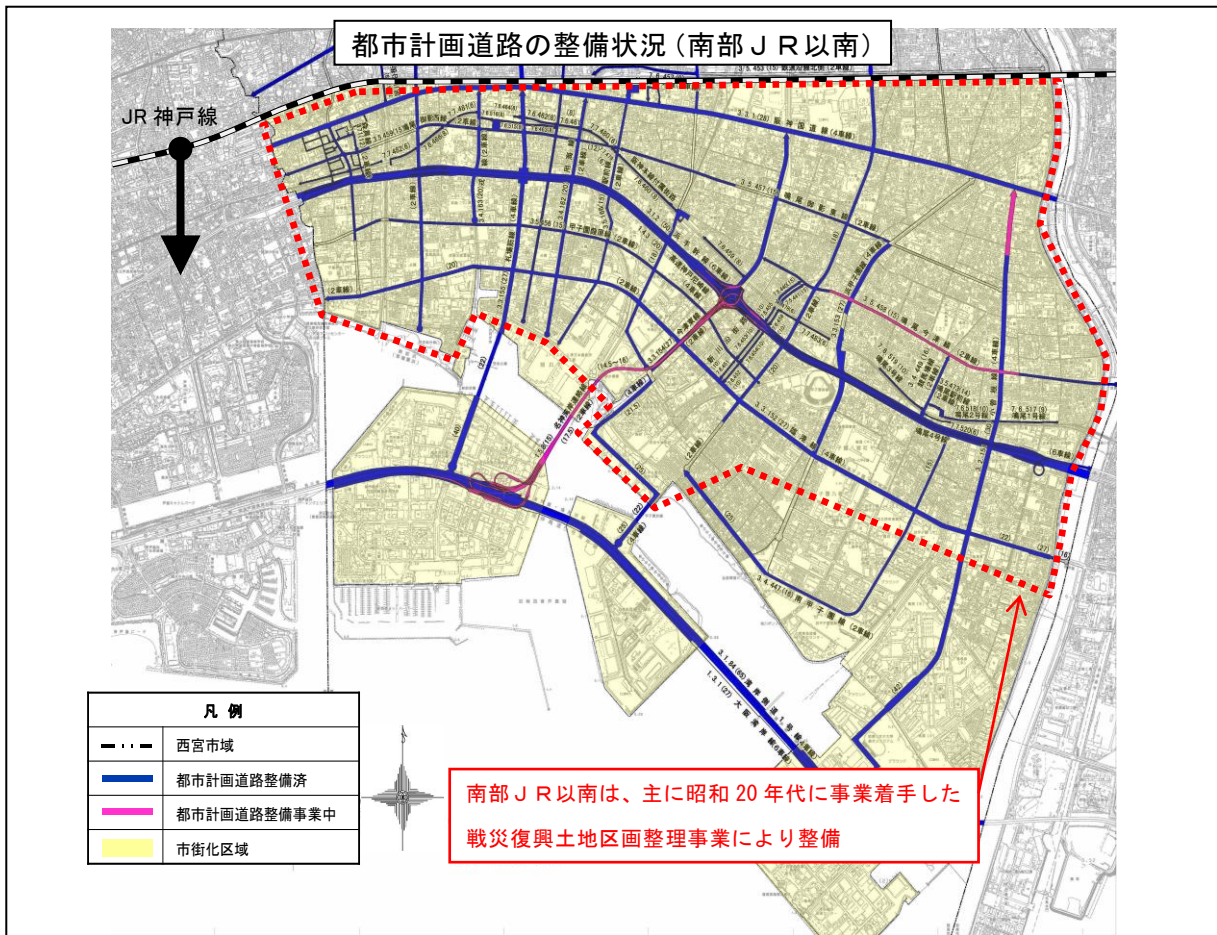
【南部地域（JR以南）】

- この地域の幹線道路は、主に昭和 20 年代に着手した戦災復興土地区画整理事業により整備が行われており、都市計画道路の整備率は、約 89%と高く、概ね道路ネットワークが完成している。
- 完成から 50 年以上経過した幹線道路が多く、老朽化や街路樹の根上がりによって、歩道面に凹凸が生じているところがあり、高齢者、車いす、ベビーカーなどの通行に支障をきたしている。安全な歩行者の通行環境の確保や自転車の通行環境の改善のため、歩道をはじめとする道路のリニューアルが課題となっている。
- この地域の多くが南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域であることから、避難方向である南北方向の幹線道路については、津波からより早く避難するための経路としての役割が求められている。
- この地域には、防災上の重要路線（緊急輸送道路）である、国道 2 号、国道 43 号、札幌筋線、中津浜線などがあり、こうした路線において、災害時に交通機能や避難路としての機能を確実に発揮させるための無電柱化整備などが課題となっている。

<参考図>

○都市計画道路の整備状況（南部JR以南）

○南海トラフ地震津波浸水想定区域図



3. 道路に関する市民・利用者ニーズの把握

第5次西宮市総合計画の策定過程において、市民アンケートや市政モニター調査、広聴会などにより、本市の都市像や各種施策に対する市民のニーズを把握しているが、本プログラムの策定にあたっては、これらの意見を整備方針に反映している。

○市民アンケート調査（平成29年5～6月実施）

（発送数(無作為抽出)：5,000、有効回答者数：1,769、有効回答率35.4%）

「将来の都市像として、どんなまちにつくり育てていくのが良いと思うか」

⇒ 災害に強く、安全で安心できるまち（1位）

「地域で問題や不安に感じていること」 ⇒ 高齢者の割合が増えている（1位）

「地域で問題や不安に感じていること」 ⇒ 自転車運転マナー等の低下（3位）

○平成29年度第1回市政モニター調査（平成29年7～8月実施）

（発送数(無作為抽出)：400、有効回答者数：379、有効回答率89.6%）

「防災の分野において、今後、特に力を入れるべきと思うもの」

⇒ 災害時に緊急輸送を確保するための道路の整備等（1位）

「まちづくりの分野において、今後、特に力を入れるべきと思うもの」

⇒ 安全で快適に移動するための道路整備や歩行空間の確保、踏切改良や立体交差化等（1位）

○総合計画策定に向けた「広聴会」の道路に関する主な意見

（平成28年10～11月（18回）、平成29年5～6月（9回）開催）

塩瀬地域、山口地域

⇒ 「国道176号を始めとする道路整備」

甲東地域、瓦木地域

⇒ 「都市計画道路の整備、バス路線の整備」

本庁南西地域、本庁南東地域

⇒ 「歩道のバリアフリー化」「歩道の整備」

本庁南東地域、鳴尾地域

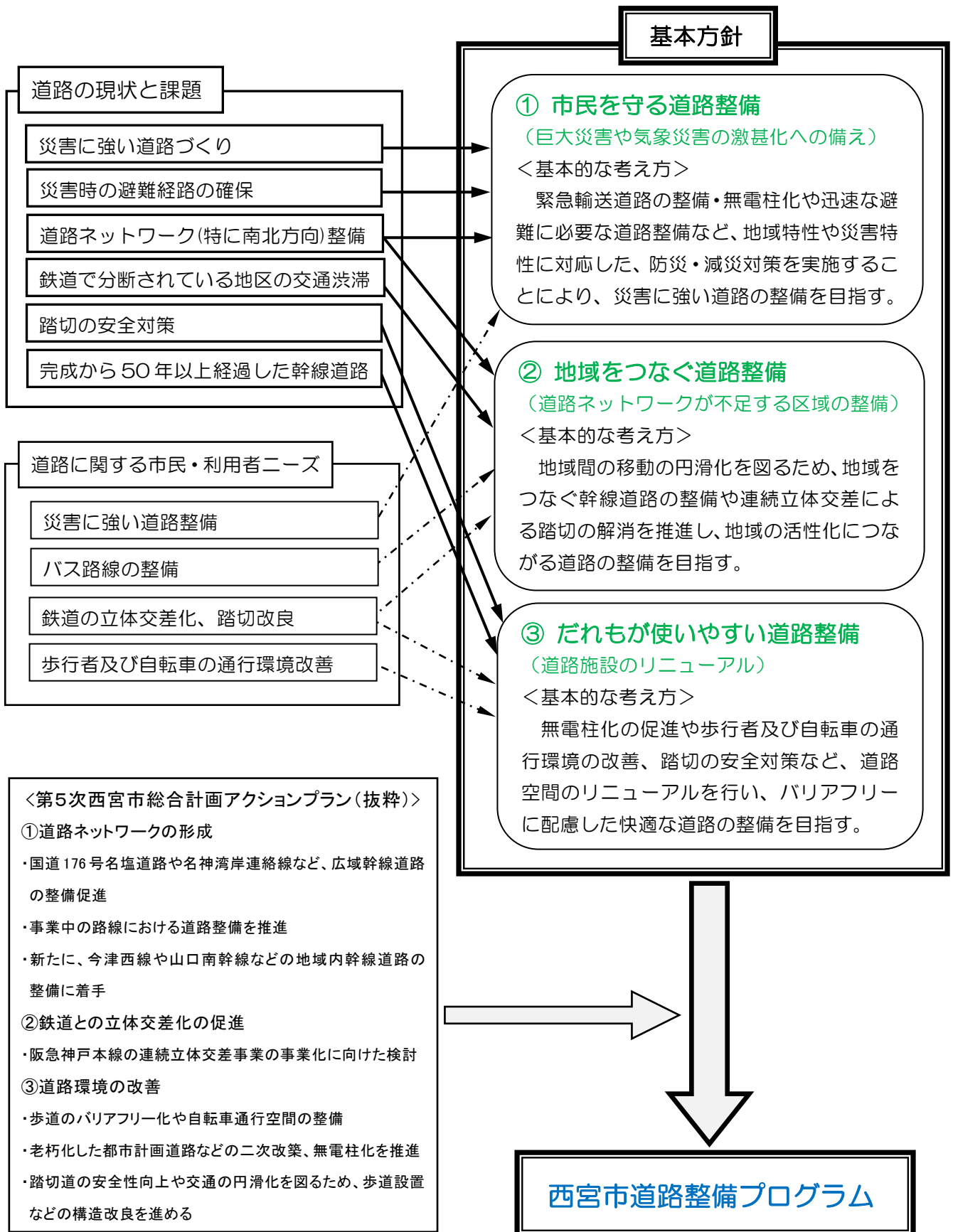
⇒ 「自転車マナーの向上と対策」

第5次総合計画の地域別
アウトラインの地域割り図



4. 基本方針

西宮市道路整備プログラムの策定にあたっては、「道路の現状と課題」「道路に関する市民・利用者ニーズ」を踏まえ、以下の3つの基本方針を設け、「第5次西宮市総合計画アクションプラン」の内容を反映させて行うものとする。



5. 西宮市道路整備プログラム（令和元(2019)年度～令和10(2028)年度）

■ 基本方針

- ① 市民を守る道路整備（巨大災害や気象災害の激甚化への備え）
- ② 地域をつなぐ道路整備（道路ネットワークが不足する区域の整備）
- ③ だれもが使いやすい道路整備（道路施設のリニューアル）

事業路線（令和10(2028)年度までに着手を予定する路線）事業中路線含む

事業種別 (※)	対図番号	路線（事業名）	事業箇所	事業概要	事業期間						前回の都市計画道路整備プログラムの位置付け	■ 基本方針			備考
					前期（R1～5）			後期（R6～10）				①	②	③	
					継続	着手	完了	継続	着手	完了					
都市計画道路整備	1	競馬場線街路事業	里中町外	都市計画道路整備 L=329m、W=16m	●		●				○	◎	◎	津波避難に必要な南北道路整備、鳴尾・武庫川女子大前駅へのアクセス改善、歩行者・自転車通行環境改善	
	2	山手幹線街路事業 (熊野工区)	熊野町外	都市計画道路整備 L=851m、W=22m	●						○	◎	◎	緊急輸送道路の整備・無電柱化、歩行者通行環境改善	
	3	武庫川広田線整備事業 (荒木工区)	荒木町外	都市計画道路整備 L=325m、W=15m	●		●				○	◎	◎	地域間の移動円滑化、歩行者通行環境改善	
	4	今津西線街路事業	上ヶ原五番町外	都市計画道路整備 L=490m、W=16m					●		○	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化	
	5	門戸仁川線街路事業	門戸荘外	都市計画道路整備 L=280m、W=12m		●				●	新規	◎		地域間の移動円滑化、県事業との連携	
	6	山口南幹線街路事業	山口町上山口外	都市計画道路整備 L=1380m、W=32m					●		新規	◎		地域間の移動円滑化、4車線化による渋滞緩和	
	7	武庫川広田線整備事業 (上之工区)	上之町	都市計画道路整備 L=200m、W=15m					●		新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化、阪急武庫川新駅へのアクセス動線の確保	
	8	甲子園段上線整備事業 (日野工区)	日野町外	都市計画道路整備 L=300m、W=12m					●		新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化、阪急武庫川新駅へのアクセス動線の確保	
	9	甲子園段上線整備事業 (樋ノ口土地区画整理事業)	樋ノ口町2丁目	都市計画道路整備 L=256m、W=12m		●				●	新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化	
都市計画道路（二次改築）	10	鳴尾今津線二次改築事業 (旧国道)	小松町2丁目外	都市計画道路のリニューアル L=2500m、W=15m	●			●			新規		◎	道路空間リニューアル、歩行者通行環境改善	
	11	小曾根線二次改築事業	小曾根町1丁目外	都市計画道路のリニューアル L=1600m、W=30m		●		●			新規	◎	◎	無電柱化、道路空間リニューアル、自転車通行環境改善	
	12	札場筋線二次改築事業	和上町外	都市計画道路のリニューアル L=520m、W=27m					●		新規	◎	◎	緊急輸送道路の整備・無電柱化、道路空間リニューアル、自転車通行環境改善	
その他道路整備	13	青峯連絡道整備事業	塩瀬町生瀬外	道路新設 L=400m、W=6.5m	●		●				新規	◎		災害時の避難経路の確保	
	14	西第178・180号線等整備事業	前浜町外	道路拡幅・歩道新設 L=580m、W=11～13m	●					●	新規	◎	◎	津波避難に必要な南北道路の整備、歩行者通行環境改善	
	15	西第814号線道路改良事業	神原外	道路拡幅、歩道新設 L=340m、W=16m					●	●	新規		◎	踏切の安全対策	
	16	幹第6号線道路改良事業	学文殿町1丁目外	歩道新設 L=520m、W=13m		●				●	新規	◎	◎	道路空間リニューアル、歩行者・自転車通行環境改善、津波避難に必要な南北道路整備	

事業検討路線（今後、事業を検討する路線）

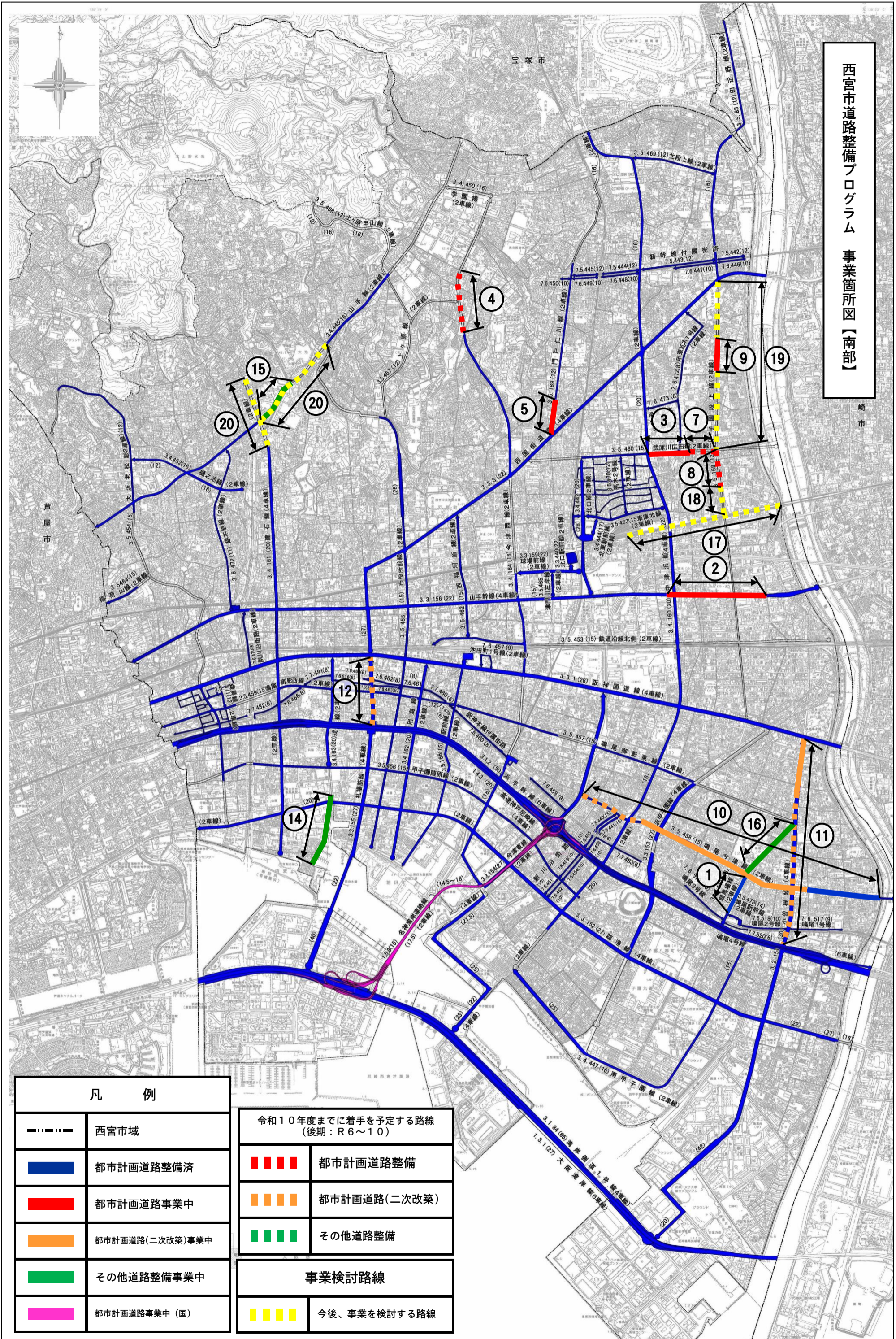
17	阪急電鉄神戸線連続立体交差事業	長田町外	連続立体交差（鉄道高架、踏切除却 N=3箇所） L=1200m								新規	◎		連続立体交差による踏切の解消
18	甲子園段上線整備事業 (大森工区)	大森町外	都市計画道路整備 L=200m、W=12m								新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化
19	甲子園段上線整備事業 (上之・樋ノ口工区)	上之町外	都市計画道路整備 L=1040m、W=12m								新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化
20	山手線(神原工区) 建石線	神原外	都市計画道路整備 山手線L=810m、W=16m 建石線L=699m、W=12(20)m								○	◎		地域間の移動円滑化、踏切の解消
21	丸山線整備事業	山口町上山口外	都市計画道路整備 L=290m、W=22～25m								○	◎	◎	地域間の移動円滑化、避難路の確保

※事業種別の分類は、以下のとおり。

- ・都市計画道路整備：都市計画道路の未整備区間において、都市計画決定に基づき道路整備を行う事業
- ・都市計画道路（二次改築）：都市計画道路の整備済区間において、道路のリニューアルを行う事業
- ・その他道路整備：都市計画道路以外の道路の新設や改良等を行う事業

西宮市道路整備プログラム 事業箇所図【南部】

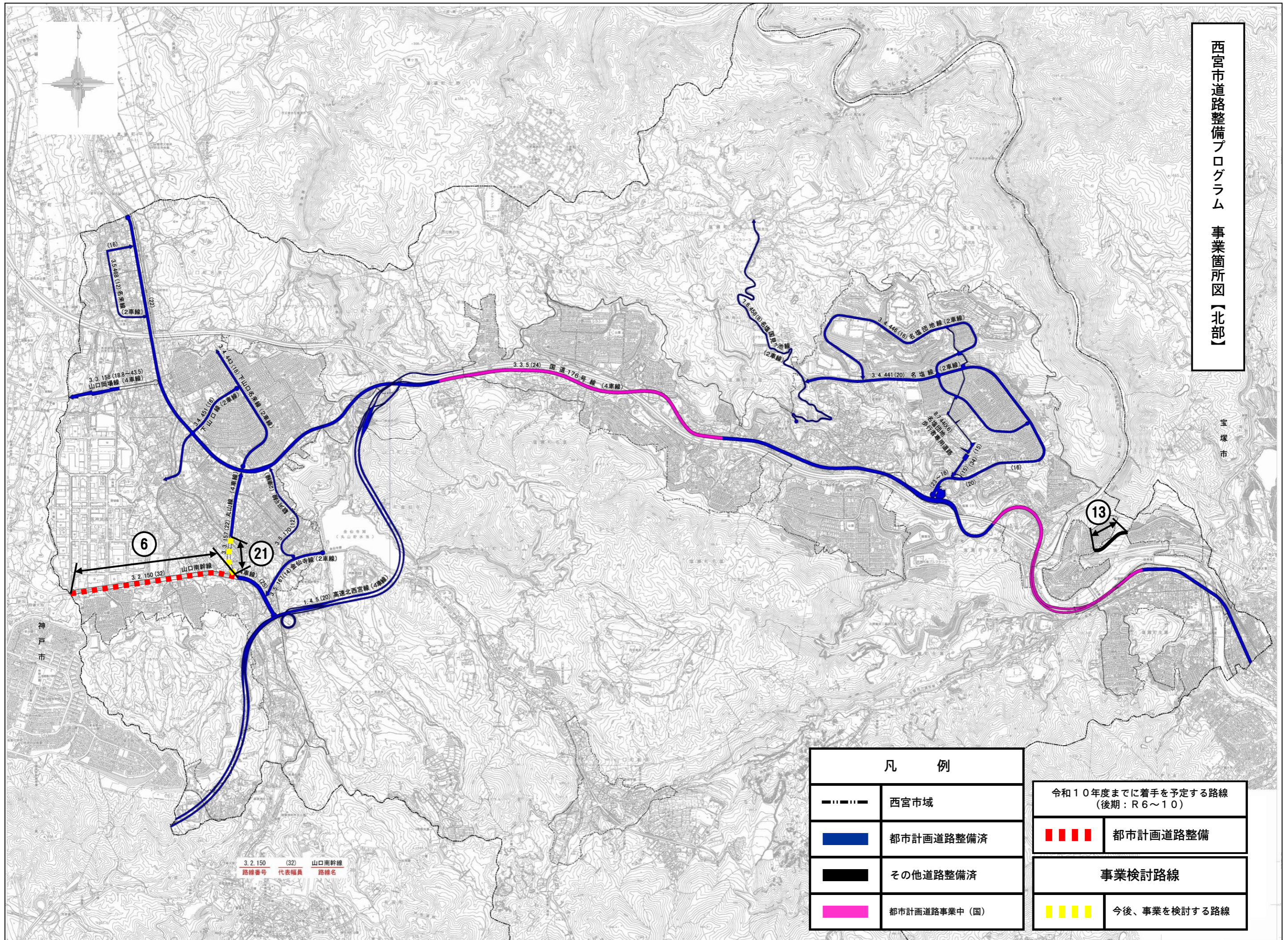
崎市



凡 例	
-----	西宮市域
■	都市計画道路整備済
■	都市計画道路事業中
■	都市計画道路(二次改築)事業中
■	その他道路整備事業中
■	都市計画道路事業中(国)

■	令和10年度までに着手を予定する路線 (後期: R6~10)
■	都市計画道路整備
■	都市計画道路(二次改築)
■	その他道路整備
事業検討路線	
■	今後、事業を検討する路線

西宮市道路整備プログラム 事業箇所図【北部】



凡 例	
	西宮市域
	都市計画道路整備済
	その他道路整備済
	都市計画道路事業中(国)
令和10年度までに着手を予定する路線 (後期：R6～10)	
	都市計画道路整備
事業検討路線	
	今後、事業を検討する路線

3.2.150 (32) 山城南幹線
 路線番号 代表幅員 路線名